

特集「知的財産権の実際」を企画して

特集担当編集委員 小波 盛佳、根本 源太郎

特別編集担当 浅井 信義(愛知県発明協会)

知的財産の重要性はますます高まり、それにもなつて日本の法律は大きく変化してきている。それは、国内における事情のみならず、国際間における経済競争の中で外国との関係による変化が大きいためであるといえる。また、オリンピックのエンブレムでは、意匠権が大きく取り上げられるなど、創作者の自覚が強く求められるようになってきている。そういった中で、技術者・研究者が知的財産権を主張し、または技術の行使や教育の場で他者の知的財産を利用することにおいて、注意すべきことも変化してきている。

粉体関連では、企業経営において基になる技術が古いか新しいかに関わらず多くのアイデアが用いられている。当協会に所属する企業がそれを知的財産権として保有していることは多いが、他者の知的財産権を活用することも大いに意味がある。本特集では、知的財産権に関して技術者・管理者が知っておくべき基本的な内容と変化してきている事項を取り上げた。

特許庁の西田拓也氏には、「企業における知的財産の重要性と知的財産関連支援施策」と題して、知的財産を保有することのビジネス上のメリットと、取得に関する特許庁の支援窓口および審査請求料・特許料の減免の制度、海外に知的財産を展開する場合にアドバイスなどをする制度などについて述べていただいた。

神戸大学大学院の島並良氏には「技術者が著作権法と出会うとき」と題して、著作権が技術者にとっていかに重要かを述べていただいた。また、研究開発を行う際に他者の著作権を尊重する配慮、得られた成果を著述する場合の注意、著作権の帰属についてのルールなどが平易に表現されている。

日本コンサルタンツ(株)の小倉秀文氏には、「企業における知的財産に関する教育」と題して、企業における教育の形を通して、企業人が知るべき知的財産の内容について、その知識がほとんどない人にもよく分かるようにやさしく記述していただいた。

日本弁理士会知的財産経営センター長の松浦喜多男氏には、「日本弁理士会の知財マネジメント支援」と題して、幅広い活動内容を示していただいた。弁理士が無料で知財経営について訪問コンサルタントを行うキャラバン事業などのほか、新たに展開している知財広め隊の活動が紹介されている。

芝浦工業大学の林規雄氏、青木昭彦氏には、「大学における知的財産に関する活動」と題して、大学での活動における変化を示していただいた。特に、大学と企業における知的財産の違いについて詳述され、特許権を実施することのない大学の特殊性、発明が研究者に原始的に帰属することなどが述べられている。

いろいろな立場から知的財産について述べていただくことができた。各企業の知財戦略にお役に立つのではなかろうか。また、大学における知的財産の扱いと体制について知ることは、大学と連携しようとする企業にとっての参考になる。今回は著作権についてもその概念を学ぶことができる機会を得た。知的財産権については、ただ知るだけでなく、各種の窓口などを含めた賢い利用が望まれる。さらに島並氏の「技術者が法制度に関心を持ち、あり方の提言にまで踏み込んでいくことも必要であろう」という記述を肝に銘じたい。